

# 毎月勤労統計調査の概要

厚生労働省大臣官房統計情報部  
雇用・賃金福祉統計課

# 毎月勤労統計調査の目的・沿革

## ● 目的

雇用、給与及び労働時間について、

全国調査・・・全国的な変動を毎月明らかにすること

地方調査・・・都道府県別の変動を毎月明らかにすること

特別調査・・・全国調査及び地方調査を補完すること

を目的とする統計であり、統計法に基づく基幹統計である。

## ● 沿革

・前身の調査・・・「職工賃銀毎月調査」及び「鉱夫賃銀毎月調査」

(大正12年7月に開始)

・今年(平成27年)で92年目を迎える

・昭和45年から常用労働者30人以上の集計結果について時系列比較が可能

・平成2年から常用労働者5人以上の集計結果について時系列比較が可能

・平成5年から一般労働者・パートタイム労働者別の給与、労働時間の把握を開始

# 毎月勤労統計調査の体系

	調査範囲	調査周期	結果公表者	公表時期
全国調査	16大産業 常用労働者 5人以上の事業所	毎月	厚生労働省	速報 調査月の 翌月末～ 翌々月初め 確報 調査月の 翌々月中旬
地方調査	16大産業 常用労働者 5人以上の事業所	毎月	都道府県 統計主管課	調査月の翌々月中
特別調査	16大産業 常用労働者 1～4人の事業所	年1回 (7月)	厚生労働省	12月中旬

# 毎月勤労統計調査の標本設計及び標本抽出

	調査対象	母集団事業所数	抽出のための母集団フレーム	対象事業所数 (調査区数)	抽出方法	精度管理の対象
全国調査	第一種事業所 (規模30人以上)	約30万	経済センサスによる母集団事業所情報	約16,700	層化一段無作為抽出(産業・規模別に層化、層内では均一の抽出率)	常用労働者一人平均きまって支給する給与
	第二種事業所 (規模5～29人)	約160万	第一段:毎勤調査区(約7万)(注2) 第二段:調査区内事業所名簿	約16,500 (約1,900)	層化二段無作為抽出	
地方調査	第一種事業所 (規模30人以上)	約30万	経済センサスによる母集団事業所情報	全国調査 +約5,000	全国調査用の標本を都道府県別に分割し、都道府県毎の精度を維持するための標本を追加	
	第二種事業所 (規模5～29人)	約160万	第一段:毎勤調査区(約7万)(注2) 第二段:調査区内事業所名簿	全国調査 +約5,500 (+約700)	全国調査用の標本を都道府県別に分割し、都道府県毎の精度を維持するための標本を追加	
特別調査	規模1～4人	約230万	毎勤特別基本調査区(約10万2千)(注2)	約25,000 (約2,500)	層化集落無作為抽出(調査区内の全ての規模1～4人の事業所)	

(注1) 全国調査の結果は、都道府県別の地方調査結果の平均ではない。

(注2) 毎勤調査区、毎勤特別基本調査区は、経済センサスの調査区に基づき設定。

# 毎月勤労統計調査の調査票

○全国調査(地方調査も同様)

事業所全体の合計で調査

(調査票は別添1を参照)

○特別調査

個々の労働者ごとに調査

(調査票は別添2を参照)

# 毎月勤労統計調査の結果推計方法

## 産業計及び規模計の一人当たり平均賃金・労働時間の推計方法

- I 単位集計区分(※1)毎に、調査票情報に基づき、一人当たり平均賃金・労働時間を計算
- II 積上げ集計区分(※1)（調査産業計等）の一人当たり平均値については、単位集計区分の結果を労働者数ウエイトで加重平均することにより計算

- (※1) ① 単位集計区分： 単位集計産業別、事業所規模別の区分  
② 積上げ集計区分： いくつかの単位集計区分から構成される区分  
（例：調査産業計、事業所規模5人以上等）

詳細は  
別添3を参照

毎月勤労統計調査では、単位集計区分(※1)毎に、前月末母集団労働者数(※2)のベンチマークに対して、標本事業所における前月から当月への変動を反映し、当月の値を算出するリンク・リラティブ方式により労働者数を推計している。

- (※2) 毎月勤労統計調査では、事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を反映させるため、毎月、雇用保険事業所データによる母集団労働者数の補正を行っている。

# 第一種事業所の抽出替えについて

## • 第一種事業所

- 全数調査である経済センサスの結果に基づき調査対象の入れ替えを実施。
- 経済センサスは周期が2年又は3年の調査であるため、毎月勤労統計調査の調査対象の入れ替えの周期も2年又は3年。
- 抽出替えの月は、新たな調査対象事業所と従来の調査対象事業所との双方について調査を行い、新結果と旧結果を算出し、賃金・労働時間の新・旧のギャップ率を計算(単位集計区分毎)。

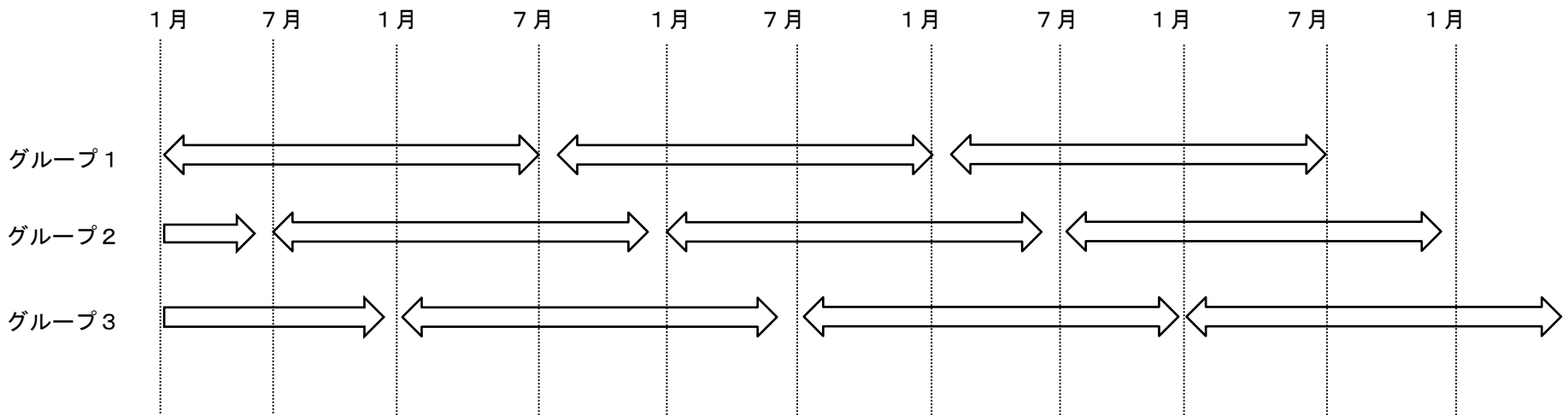
第一種事業所の抽出替え	対応する経済センサス
平成16年1月入れ替え	平成13年事業所・企業統計調査
平成19年1月入れ替え	平成16年事業所・企業統計調査
平成21年1月入れ替え	平成18年事業所・企業統計調査
平成24年1月入れ替え	平成21年経済センサス-基礎調査
平成27年1月入れ替え	平成24年経済センサス-活動調査
平成29年1月入れ替え(予定)	平成26年経済センサス-基礎調査

# 第二種事業所の指定調査区交替について

## • 第二種事業所

- 指定期間は18か月間
- 調査区を3グループに分けて、標本替えの時期を6か月ずつずらすことにより、毎年、1月と7月に、標本の1/3が入れ替わる。これにより、標本替え時の不連続性の影響を小さくするとともに、標本替えに伴う実務作業を平準化している。

※ 第二種事業所の入れ替えに関するギャップ修正は行わない。





様式第1号 (第9条関係)

(別添1)



統計法に基づく基幹統計調査  
毎月勤労統計調査全国調査票  
(第一種事業所用)



厚生労働省

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。  
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。  
.....日

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1ヵ月間です。)

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

① 1,000人以上      ④ 30~99人  
② 300~999人      ⑤ 5~29人  
③ 100~299人

.....月.....日から.....月.....日まで

平成 年 月 分

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
		大	中	小			
	000						

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前2ヵ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。 ※印欄は記入しないでください。

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含まないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)					
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含まないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(盆、暮等の賞与、3ヵ月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。		
男	1											①賞与		
女	2											②定昇・ベースアップ等の追給( )月分から( )月分		
計	3											③3ヵ月を超える期間で算定される通勤手当		
うち、パートタイム労働者	4											その他(名称別に金額を記入してください。)		
◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。													④	
													⑤	

9 変動状況 [ 調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。 ]

1 定昇を実施した。      4 休日にも操業、営業等の事業活動を行った。  
2 ベースアップを実施した。      5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。  
3 操業短縮、一時休業を実施した。      6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [ 本月分の報告内容と前月分間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。 ]

記入担当者氏名

調査票提出年月日 年 月 日

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。  
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。  
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。  
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査特別調査票

(平成 年7月分)



政府統計



厚生労働省

1 事業所名  
(電話) 局 番

都道府県番号	調査区番号	事業所一連番号	※産業分類番号		企業規模番号
			大	中	

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

3 調査期間はいつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1ヵ月間です。)

4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。

5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の全常用労働者数は、何人ですか。該当する番号を○で囲んでください。  
(1) 30人以上 (2) 5~29人 (3) 1~4人

常用労働者について記入してください。 [ 常用労働者とは、期間を定めずに、又は1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者及び日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている者で前2ヵ月(5月及び6月)の各月にそれぞれ18日以上貴事業所に雇われた者をいいます。 ]

次の者は除きます。  
○事業主又は法人の代表者  
○無給の家族従業者

1 氏名又は符号	2 性		3 通勤・住込みの別		4 家族労働者かどうかの別		5 年齢	6 勤続年数	7 出勤日数 (1時間でも就業した日は1日に数えてください。有給休暇は含めな いでください。)	8 1日の実労働時間数 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。)					10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3ヵ月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月きまって支給する給与は含みません。)				
	男	女	通	住	家族	家族以外					百万	拾万	万	千	百円	百万	拾万	万	千	百円
	1	2	1	2	1	2	歳	年	日	時間										
	2	1	2	1	2	1	2													
	3	1	2	1	2	1	2													
	4	1	2	1	2	1	2													

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考	面接者氏名	調査票作成年月日	年月日	統計調査員印
----	-------	----------	-----	--------

※印欄は記入しないでください。  
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。  
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。  
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

## 単位集計区分と積上げ集計区分の関係について(地方調査の場合)

積上げ集計産業	単位集計産業	5人以上			
		30人以上			
		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
調査産業計	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	○	○	○	○
	D 建設業	○	○	○	○
	E 製造業	○	○	○	○
	E09,10 食品品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	○	○	○	○
	E11 繊維工業	○	○	○	○
	E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	○	○	○	○
	E13 家具・装備品製造業	○	○	○	○
	E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	○	○	○	○
	E15 印刷・同関連業	○	○	○	○
	E16,17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	○	○	○	○
	E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	○	○	○	○
	E19 ゴム製品製造業	○	○	○	○
	E21 窯業・土石製品製造業	○	○	○	○
	E22 鉄鋼業	○	○	○	○
	E23 非鉄金属製造業	○	○	○	○
	E24 金属製品製造業	○	○	○	○
	E25 はん用機械器具製造業	○	○	○	○
	E26 生産用機械器具製造業	○	○	○	○
	E27 業務用機械器具製造業	○	○	○	○
	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	○	○	○
	E29 電気機械器具製造業	○	○	○	○
	E30 情報通信機械器具製造業	○	○	○	○
	E31 輸送用機械器具製造業	○	○	○	○
	E32,20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	○	○	○	○
	ES-1 E一括分1				
	ES-2 E一括分2				
	ES-3 E一括分3				
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	○	○	○	○
	G 情報通信業	○	○	○	○
	H 運輸業, 郵便業	○	○	○	○
	I 卸売業, 小売業	○	○	○	○
	I-1 卸売業	○	○	○	○
	I-2 小売業	○	○	○	○
J 金融業, 保険業	○	○	○	○	
K 不動産業, 物品賃貸業	○	○	○	○	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	○	○	○	○	
M 宿泊業, 飲食サービス業	○	○	○	○	
M75 宿泊業	○	○	○	○	
MS M一括分	○	○	○	○	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	○	○	○	○	
O 教育, 学習支援業	○	○	○	○	
P 医療, 福祉	○	○	○	○	
P83 医療業	○	○	○	○	
PS P一括分	○	○	○	○	
Q 複合サービス事業	○	○	○	○	
R サービス業(他に分類されないもの)	○	○	○	○	
R91 職業紹介・労働者派遣業	○	○	○	○	
R92 その他の事業サービス業	○	○	○	○	
RS R一括分	○	○	○	○	

(注) 単位集計区分にはパートタイム労働者の区分もあるが、表には掲載していない。